



平成 29 年 12 月 15 日
 子ども家庭局家庭福祉課
 母子家庭等自立支援室
 (担当・内線) 生活支援係 (内線 4887)
 (代表電話) 03(5253)1111
 (直通電話) 03(3595)3112

平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の実施日

平成 28 年 11 月 1 日 (前回調査は平成 23 年 11 月 1 日)

(2) 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯および養育者世帯を対象とし、平成 22 年国勢調査により設定された調査区から無作為に抽出した 4,450 調査区 (母子世帯については、同 4,450 調査区のうち 2,850 調査区) 内の母子世帯 3,293 世帯、父子世帯 653 世帯、養育者世帯 60 世帯を調査客体として実施。

集計客体は、母子世帯 2,060 世帯、父子世帯 405 世帯、養育者世帯 45 世帯。

2. 結果の概要 ※

【母子世帯と父子世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	1 2 3. 2 万世帯 (1 2 3. 8 万世帯)	1 8. 7 万世帯 (2 2. 3 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9. 5 % (8 0. 8 %) 死別 8. 0 % (7. 5 %)	離婚 7 5. 6 % (7 4. 3 %) 死別 1 9. 0 % (1 6. 8 %)
3 就業状況	8 1. 8 % (8 0. 6 %)	8 5. 4 % (9 1. 3 %)
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 4. 2 % (3 9. 4 %)	6 8. 2 % (6 7. 2 %)
うち 自営業	3. 4 % (2. 6 %)	1 8. 2 % (1 5. 6 %)
うち パート・アルバイト等	4 3. 8 % (4 7. 4 %)	6. 4 % (8. 0 %)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 4 3 万円 (2 2 3 万円)	4 2 0 万円 (3 8 0 万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 0 0 万円 (1 8 1 万円)	3 9 8 万円 (3 6 0 万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 4 8 万円 (2 9 1 万円)	5 7 3 万円 (4 5 5 万円)

※ () 内の値は、前回(平成 2 3 年度)調査結果を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成 2 7 年の 1 年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

(1) ひとり親世帯になった理由 (別添2 P.2)

～ 母子世帯の約9割は離婚などが理由 ～

- 母子世帯になった理由は、「死別」が8.0% (前回調査7.5%)、離婚などの「生別」が91.1% (同92.5%) となっている。
- 父子世帯になった理由は、「死別」が19.0% (同16.8%)、「生別」が80.0% (同83.2%) となっている。

(2) ひとり親世帯の親と末子の年齢 (同 P.5、6)

～ 親・子ともに母子世帯より父子世帯の方が年齢が高い ～

- 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は41.1歳 (同39.7歳)、父子世帯の父の平均年齢は45.7歳 (同44.7歳) となっている。
- 調査時点における末子の平均年齢は、母子世帯で11.3歳 (同10.7歳)、父子世帯で12.8歳 (同12.3歳) となっている。

(3) 世帯人員の状況 (同 P.7、8)

～ 子ども以外の同居者がいる割合は父子世帯の方が高い ～

- 母子世帯の平均世帯人員は、3.29人 (同3.42人) となっている。
また、子ども以外の同居者がいる母子世帯は38.7% (同38.8%) で、親と同居する母子世帯は27.7% (同28.5%) となっている。
- 父子世帯の平均世帯人員は3.65人 (同3.77人) となっている。
また、子ども以外の同居者がいる父子世帯は55.6% (同60.6%) で、親と同居する父子世帯は44.2% (同50.3%) となっている。

(4) ひとり親世帯の就業状況 (同 P.10、11、13、14)

～ 正規の職員・従業員の割合が増加 ～

- 母子世帯の母の就業状況をみると、81.8% (同80.6%) が就業している。母子世帯になる前に就業していたのは75.8% (同73.7%) だった。
調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が44.2% (同39.4%)、「パート・アルバイト等」が43.8% (同47.4%) となっている。
- 父子世帯の父の就業状況をみると、85.4% (同91.3%) が就業している。父子世帯になる前に就業していたのは95.8% (同95.7%) だった。
調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が68.2% (同67.2%)、「自営業」が18.2% (同15.6%)、「パート・アルバイト等」が6.4% (同8.0%) となっている。

(5) 世帯年収などの状況 (同 P.35 ~ 38、47)

**～ 母子世帯の母の平均年間就労収入は増えているものの、200万円にとどまる。
父子世帯の父も増えており、398万円となっている。～**

- 平成27年の母子世帯の母自身の平均年間収入は243万円(同223万円)で、母自身の平均年間就労収入は200万円(同181万円)、世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は348万円(同291万円)となっている。
世帯の平均年間収入(348万円)は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、49.2(同44.2)となっている。
- 平成27年の父子世帯の父自身の平均年間収入は420万円(同380万円)で、父自身の平均年間就労収入は398万円(同360万円)、世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は573万円(同455万円)となっている。
世帯の平均年間収入(573万円)は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、81.0(同69.1)となっている。
- 母子世帯の母の預貯金額は、「50万円未満」が39.7%(同47.7%)と最も多くなっている。

(6) 離婚によるひとり親世帯の養育費の状況 (同 P.49 ~56、61)

～ 取り決め率は増加、受給率は母子世帯で増加～

- 養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が母子世帯で42.9%(同37.7%)、父子世帯で20.8%(同17.5%)となっている。
- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。
- 取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関わりたくない」が31.4%(同23.1%)と最も多く、次いで「相手に支払う能力がないと思った」が20.8%、「相手に支払う意思がないと思った」が17.5%となっている。(※)
一方、父子世帯では「相手に支払う能力がないと思った」が22.3%と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が20.5%(同17.0%)となっている。
(※) 取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、母子世帯48.6%、父子世帯34.8%と最も多くなっている。
- 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が24.3%(同19.7%)で、平均月額(養育費の額が決まっている世帯)は43,707円となっている。
一方、離婚した母親からは、「現在も受けている」が3.2%(同4.1%)で、平均月額(同)は32,550円となっている。

(7) 離婚によるひとり親世帯の面会交流状況 (同 P. 63 ~72)

～ 取り決め率は増加。母子世帯の 29.8%、父子世帯の 45.5%が面会交流を実施 ～

- 面会交流の「取り決めをしている」のは、母子世帯で 24.1 % (同 23.4 %)、父子世帯で 27.3 % (同 16.3 %) となっている。
- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、面会交流の「取り決めをしている」割合が低くなっている。
- 取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関わり合いたくない」が 25.0 %と最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流ができる」が 18.9 %となっている。
一方、父子世帯では「取り決めをしなくても交流ができる」が 29.1 %と最も多く、次いで「相手と関わり合いたくない」が 18.4 %となっている。
- 離婚した親と「現在も面会交流を行っている」のは、母子世帯で 29.8 % (同 27.7 %)、父子世帯で 45.5 % (同 37.4 %) となっている。
- 面会交流の実施頻度は、母子世帯では「月 1 回以上 2 回未満」が最も多く 23.1 % (同 23.4 %)、父子世帯では「月 2 回以上」が最も多く 21.1 % (前回調査は月 1 回以上 2 回未満が最も多く 23.6 %) となっている。
- 現在面会交流を実施していない理由は、母子世帯では「相手が面会交流を求めてこない」が 13.5 %と最も多く、次いで「子どもが会いたがらない」が 9.8 %となっている。
一方、父子世帯では「子どもが会いたがらない」が 14.6 %と最も多く、次いで「相手が面会交流を求めてこない」が 11.3 %となっている。

(8) 公的制度などの利用状況 (同 P. 75、76、77)

～ 「公共職業安定所 (ハローワーク)」が最多 ～

- ひとり親世帯に対する公的制度などの利用状況は、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所 (ハローワーク)」 (68.5 %、45.5 %)、「市区町村福祉関係窓口」 (49.9 %、33.0 %) が多い。

(9) 子どもの最終進学目標 (同 P. 89、90)

～ 子どもの最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」が 4 割台 ～

- 子どもの最終進学目標については、「大学・大学院」とする親は、母子世帯で 46.1 % (同 38.5 %)、父子世帯で 41.4 % (同 35.5 %) となっている。

(参考)

以下に示す数値については、集計結果の構成割合について、分母となる総数から不詳数を除いて算出した場合の結果を参考として表しています。

	母子世帯		父子世帯	
	今回調査結果 (平成28年度)	前回調査結果 (平成23年度)	今回調査結果 (平成28年度)	前回調査結果 (平成23年度)
(1)ひとり親世帯になった理由				
死別	8.1%	7.5%	19.2%	16.8%
生別	91.9%	92.5%	80.8%	83.2%
うち 離婚	80.2%	80.8%	76.3%	74.3%
(4)ひとり親世帯の就業状況				
調査時点の母又は父の就業状況	89.7%	84.3%	94.0%	94.5%
ひとり親世帯になる前の就業状況	76.3%	74.4%	97.0%	97.1%
(5)世帯年収などの状況				
預貯金額 「50万円未満」	51.4%	59.4%	—	—
(6)離婚によるひとり親世帯の養育費の状況				
養育費の「取り決めをしている」	44.2%	38.5%	21.8%	18.1%
取り決めをしていない理由	「相手と関わりたくない」	32.3%	「相手に支払う能力がないと思った」	24.2%
	「相手に支払う能力がないと思った」	21.4%	「相手に支払う意思や能力がないと思った」	22.3%
	「相手に支払う意思がないと思った」	18.3%		(36.1%)
離婚した父親又は母親からの養育費の受給状況 「現在も受けている」	25.4%	20.5%	3.4%	4.2%
(7)離婚によるひとり親世帯の面会交流の状況				
面会交流の「取り決めをしている」	25.5%	24.2%	29.0%	17.0%
取り決めをしていない理由	「相手と関わり合いたくない」	26.1%	「取り決めしていても交流できる」	30.8%
	「取り決めしていても交流できる」	19.7%	「相手と関わり合いたくない」	19.5%
離婚した親と「現在も面会交流を行っている」	31.3%	28.8%	48.1%	39.4%
面会交流の実施頻度	「月1回以上2回未満」 24.4%	「月1回以上2回未満」 23.4%	「月2回以上」 21.9%	「月1回以上2回未満」 23.6%
現在面会交流を実施していない理由	「相手が面会交流を求めてこない」	28.1%	「子どもが会いたがらない」	26.5%
	「子どもが会いたがらない」	20.4%	「相手が面会交流を求めてこない」	20.5%